別表六の二(十五)
「18」欄に記載がある場合には、適用額明細書の記載が必要です。
※地域再生法の一部を改正する法律の施行日(平成30年６月１日)前に終了する連結事業年度用

地方活力向上地域において特定建物等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書

連結事業年度 ・ ・ ・ ・　法人名 (　　)

別表六の二(十五)　平三十・四・一以後終了連結事業年度分

各連結法人における計算

各連結法人	個別所得金額(個別所得金額がない場合は０)	1	円	各連結	連結所得の金額(別表四の二「56の①」)	12	円
	調整前連結税額の個別帰属額 (14)×(1)/(12)	2			特定建物等の取得をした各連結法人の個別所得金額の合計額(取得適用連結法人の(1)の合計)	13	
	取得価額の合計額(別表六の二(十五)付表「10」の合計)	3					
	同上のうち移転型計画に係る額	4					
	税額控除限度額 ((3)－(4))×4/100＋(4)×7/100	5					
	法人税額基準額 調整前連結税額基準額 (15)×(1)/(13)	6		合計額の計算	総調整前連結税額基準額 (14)×20/100	15	
	法人税額基準額 個別帰属額基準額 (2)×20/100	7			当期税額控除可能額の合計額(各連結法人の(9)の合計)	16	
	法人税額基準額 法人税額基準額((6)と(7)のうち少ない金額)	8			調整前連結税額超過構成額(別表六の二(二十五)「7の⑬」)	17	
	当期税額控除可能額((5)と(8)のうち少ない金額)	9			法人税額の特別控除額の合計額 (16)－(17)	18	
	調整前連結税額超過構成額 (17)×(9)/(16)	10					
	法人税額の特別控除額の個別帰属額 (9)－(10)	11					

法　0301－0615－02

「18」欄

地方活力向上地域において特定建物等を取得した場合の法人税額の特別控除を適用している場合
① 「租税特別措置法の条項」欄：「第68条の15第２項」
② 「区分番号」欄：「10553」
③ 「適用額」欄：「18」欄の金額

(注)　本別表は、平成30年４月１日から「地域再生法の一部を改正する法律」の施行日(平成30年６月１日)の前日までの間に終了する連結事業年度が対象となります。
「地域再生法の一部を改正する法律」の施行日(平成30年６月１日)以後に終了する連結事業年度については、P31をご参照ください。